

平成 25 年 8 月 23 日 開会

平成 25 年度 第 5 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 25 年度 第 5 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時	平成 25 年 8 月 23 日 午後 4 時 00 分から午後 4 時 53 分			
1 場 所	紫波町中央公民館			
1 出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸	君	
	職務代理	佐 藤 秀 道	君	
	委 員	松 川 久 美	君	
	委 員	森 田 英 仁	君	
	教 育 長	侘 美 淳	君	
1 説 明 員	教育部長	小田中 健	君	
	学務課長	森 川 一 成	君	
	生涯学習課長	高 橋 正	君	
	学校給食センター所長	新井田 友 子	君	
	学務室長	中 田 秀 男	君	

付議事件

- 日程第 1 決定第 1 号
会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号
平成 25 年 8 月 9 日大雨に伴う教育施設等の被害状況について
- 日程第 3 議案第 1 号
平成 24 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書を議会に提出すること及び公表することに関し議決を求めることについて

議事の概要

(開会 午後 4 時 00 分)

- 高橋委員長
これより会議を開きます。
本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配布されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成 25 年度第 5 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。
- 侘美教育長
日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。
- 高橋委員長
（平成 25 年度第 5 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
日程第 1、決定第 1 号「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、報告第1号「平成25年8月9日 大雨に伴う教育施設等の被害状況について」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。
- 佐美教育長
報告第1号、報告第1号「平成25年8月9日 大雨に伴う教育施設等の被害状況について」、事務局から説明いたします。
- 小田中教育部長
8月9日の大雨被害に伴う教育施設等の被害状況についてご説明いたします。
8月9日に211ミリ、時間当たり71ミリ、今までに経験のしたことのないような大雨が降りました。
紫波町の被害状況ですが、床上浸水81棟、床下浸水229棟、合計310棟。土砂崩れは57件ですが、今後調査が進むにつれ件数が増加すると思われます。
道路、河川だけで被害額が16億を超える状況です。
次に、教育委員会関係です。
学校施設ですが、施設の破損等は5校でした。法面が崩れたのは日詰小学校の裏側、彦部小学校の裏山の2件です。浸水被害は、星山小学校・佐比内小学校の体育館のステージ下の半地下の器具庫が10センチ弱浸水。また星山小学校の校庭が冠水しております。古館小学校では、校庭西側町道沿いフェンス、基礎部分の一部の土が流失。片寄小学校ではグラウンドの土が一部流失、上平沢小学校では体育館の玄関わきの基礎部分の土がえぐられた状態になりました。
体育施設ですが、総合運動公園が1m30cm～1m50cmほど冠水しました。テニスコートは大雨で水がたまり、人工芝が剥離し浮いてしまいました。全面使用禁止としており、人工芝の全面撤去・張替が必要になります。陸上競技場、野球場は、放送機材等が水没しております。運動公園内は水が運んできた泥で全面的に埋まったため、8月17日に、ボランティアを募り、体育協会、教育委員会の職員を含め246人の参加し、フェンスに張り付いたゴミ、流木の撤去作業を実施したところです。
以上です。
- 高橋委員長
ただ今、報告第1号について説明がありましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。
- 松川委員
国体で使用する自転車関係の施設は大丈夫でしたか。
- 小田中教育部長
自転車競技場のバンクは改修工事に着手しましたが、被害はありません。ロードレースコースは、殆どが道路管理者側の対応になります。運動公園内の合宿所は5センチほど床上浸水でしたが掃除をし使用できるようにしました。
- 高橋委員長
そのほか無いでしょうか。

(「なし」の声あり。)

- 高橋委員長
質疑を打ち切ります。
報告第1号につきましては、以上のとおりです。
- 高橋委員長
次に、日程第3、議案第1号「平成24年度教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書を議会に提出すること及び公表することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第1号であります。前回の定例会におきまして、自己評価を議決いただきました。また、外部評価を岩手大学教育学部の塚野先生にお願いすることも議決いただきました。
今般、塚野先生から点検・評価に関する意見書が提出されましたので、これを付して点検・評価報告書とし、地教行法第27条の規定により、町議会に提出するとともに、併せて紫波町教育委員会のホームページで公表しようとするものです。
塚野先生の意見書につきましては、担当者が概要を説明いたします。
- 中田学務室長
教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書36ページをお開きください。こちらに、意見書を掲載しております。はじめに経過を申し上げますと、前回の定例会後でありますけれども、塚野先生に自己評価報告書を送付いたしまして、内容を確認していただきました。塚野先生からは10項目の確認事項をペーパーで頂戴いたしました。8月1日、教育委員会でヒアリングの機会を設け、私ども担当者が確認事項を中心に事務事業の内容、成果等について説明をいたしました。以上の手順を踏まえまして意見書を提出していただきました。意見書の説明については、総評を朗読させていただきまして、そのほかの項目につきましては要旨のみの説明といたします。
それでは、総評であります。
平成24年度の評価対象事業は、学校教育、生涯学習の教育基本方針及び教育計画に基づいて選定され、包括的かつ適切に評価が行われている。評価方法、課題、改善についても、エビデンス(根拠、証拠)に基づいた公正な評価が実施されており、信頼性、妥当性の点で高く評価できる、という意見を頂戴いたしました。
今回の外部評価に際しまして、①から④までの四つの観点から検討が行われています。
 - ① 事業が教育目標の下に包括的かつ適切に選定されているかどうか
 - ② エビデンスに基づいた評価であるかどうか
 - ③ 評価がPDCAサイクルにおいてチェックの機能を十分に果たしているかどうか
 - ④ 協働の対話と説明のための資料になっているかどうか協働の対話とは、評価する側、される側の共通理解があるか、部外者にも内容が理解できるかということです。
①と②については、主として評価対象事業の選定と評価方法に対して適用され

ております。③と④につきましては、自己評価の内容、課題、改善に対して適用されています。

以上の4つの観点は、近年開発されてきた高度な評価基準を適用しており、従来の評価基準と比較すると要求水準を高く設定されております。したがって、よりレベルの高い評価を期待するという意味で、これらの観点から評価上の課題及び改善点の指摘がされております。

次に、評価事業の選定及び評価方法について、であります。1. の評価対象事業の選定につきましては、①のとおり、事業が教育目標の下に、包括的に適切に選定されているかどうかについて、述べられております。総括的に言うと学校教育においては、大きなくくりである基本施策の項目立てを見直すことで、重点事項がわかりやすくなったこと、重点項目を適切に評価するために新たな事務事業を加えられていることから、包括的かつ適切に選定されていると意見が付されています。

生涯学習につきましては、23年度の選定事業と比較しまして、7項目から4項目に減っております。23年度の事業選定では、分類する基本施策が細分化されすぎていたために、全体の狙いが見えにくくなっていたが、24年度は4項目に整理したことにより、逆に生涯学習施策の目的が見えやすくなった、施策ごとのつながりがわかりやすくなった、という評価を頂いております。また、岩手国体準備事業に代表されるような特にも今後重点的に取り組む事業が盛り込まれ、このような点も評価されました。

38 ページをお開きください。

次に、2の評価方法ですが、エビデンスに基づいた評価であるかどうかですが、学校教育、生涯学習とも、数値や何らかの根拠を用いて評価している姿勢はよく理解できる。ただし、幾つかの事務事業において、示された根拠が必ずしも事業の実態や評価に結び付かないものが見受けられた。また、数値をもって評価の根拠とする場合には妥当な数値化が必要であり、逆に数値化できないものであっても、言葉によって論拠を示すことで評価ができることも可能なので、今後留意して欲しいという内容になっております。

次に、事務事業の取組の状況の評価についてであります。

①、④の観点から評価しておりますが、自己評価の内容は妥当か、各分野の事務事業の課題、改善方向についての総括的な意見が41ページの後半まで述べられております。ここでは、個々の事務事業を取り上げまして、評価に結び付く取り扱い方、評価の考え方について技術的なコメントが述べられております。次回の自己評価にあたって、参考とすべきものとなっております。

次に41ページの後半になりますが、「紫波町の教育行政に期待すること」について塚野先生の所見が述べられております。

主に学校教育へのICTの導入について、情報コミュニケーション技術の導入について意見が述べられております。

その一例としまして、タブレットの活用があげられております。42ページに具体的な例が載っております。タブレットを授業に活用することで、1番、ザック

が軽くなる。中学生が重い思いをして教科書をザックに入れて通学することがなくなる。2番、教科書、辞書、資料、文房具の代用にもなる。特に4番目に記載されていますが、生涯をお持ちのお子さん、学習困難な子どもへの支援になり、指一本で文字入力が可能になるというメリットもある。5番には、授業での情報共有が可能になる。6番には、欠席している児童生徒が自宅で授業を受けることも可能になる。

このように、タブレットの活用が非常に学校教育に効用をもたらすのではという意見が述べられております。

タブレットは、一般的には普及しておりますが、教育現場にはまだ導入があまり進んでいないという現状があります。岩手県では、釜石市の小学校と岩大附属小・中のみとなっております。いずれは、このタブレットが導入されてくると考えられるため、その時に備えておくことが必要ではないかという意見が述べられております。

塚野先生の意見書につきましては、以上のとおりです。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

ただ今、意見書について説明がありましたが、自己評価の内容を含めまして、ご確認等ございませんか。

○ 佐美教育長

教育の中の評価というのは、数値化できるもの、状況証拠を集めて在り方から見つけなければならないものがあるので、曖昧さが残るという指摘は、評価の対象、評価方法について、今後教育委員会で検討しなければならないと考えます。

○ 森田委員

塚野先生が評価に対して、証拠について幾つか指摘事項が出ているので、委員会として、十分応え得る材料をもったうえで評価をしていけば良いのではと考えます。

○ 松川委員

意見書41ページに記載のあるエピペン、町内小中学校では設置しているのですか。

○ 森川学務課長

エピペンが必要な人は個人で持ってくることですが、実際持ってきている児童生徒はいません。

○ 佐藤委員

キャリア教育で、先生の意見で「成果を十分な証拠を示して評価しているとは言い難い」とあるように、進路等について何らかの追跡調査、アンケートを計画できないものかと思えます。

○ 佐美教育長

職業を知ること、社会に入っていくことの準備をどうするかということなので、なかなか難しいです。小中でできることやできないことと、職場体験をすれば終わりか、というところでもないで、通常の学習と世の中を知ること、授業の国・数・社・理・英ではない部分との時間の設定など、カリキュラム編成も含めて委員ご指摘のとおり、委員会としてもどう評価していくのか検討に値すると思えます。

○ 高橋委員長

その他、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第1号「平成24年度教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書を議会に提出すること及び公表することに関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

事務局から説明願います。

- ・各学校保健室、給食センターへのエアコン設置の報告(侘美教育長)
- ・子どものスマートフォン利用に関する指導の方向について(侘美教育長)
- ・学校公開研究会について(侘美教育長)
9/7 古館小学校 9/13 佐比内小学校
- ・学校ホームページの改善について(侘美教育長)
- ・次回教育委員会定例会の日程調整(中田学務室長)
調整結果：平成25年9月20日(金)

○ 高橋委員長

他に皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成25年度第5回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会)

(閉会 午後4時53分)